## 漁協とマリーナ会社による問題行為の全体像

●2018 年 5 月 17 日に Google 社が取得した当該地の衛星写真(Google Earth)



●2021年1月19日に調査会社がドローン空撮した当該地の航空写真 Pier X Pier A Pier B 漁協の新設消波堤 Pier C Pier D 予定 Pier E 予定

## 自然保護区「県指定天然記念物天神島・笠島及び周辺水域」

佐島漁港の各種レイヤ

₩ 離岸堤

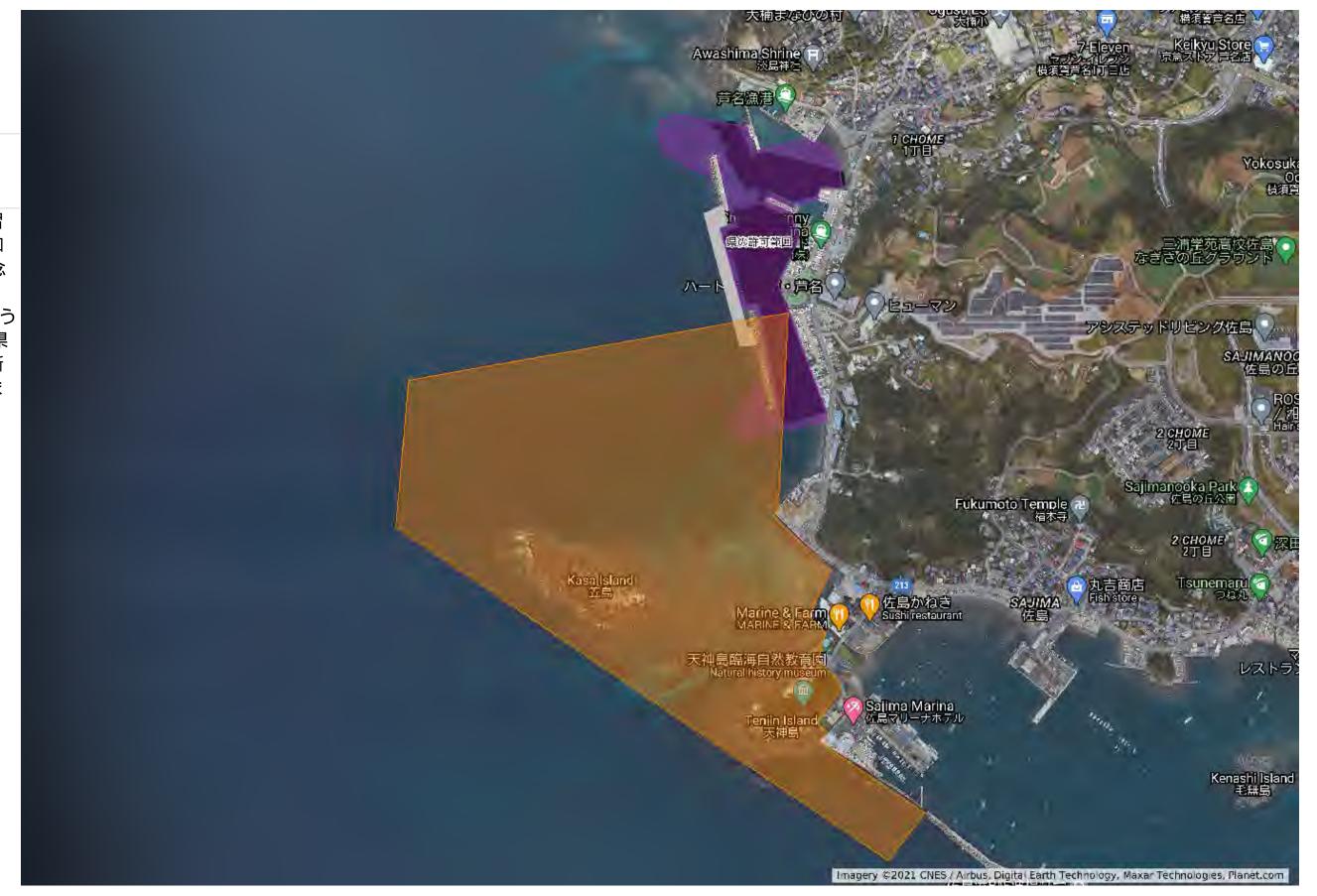
◇ 浚渫範囲

♣ 県の許可範囲

県公報に基づいた正確版

天然記念物指定区域

神奈川県教育委員会生涯学習 部文化遺産課の提供した昭和 50年の公報による、天然記念 物の指定範囲のGISデータを GoogleMaps上に取り込んだう えで、大楠漁協が2019年に県 に申請した浚渫範囲および新 設した離岸堤を重ね合わせま した。

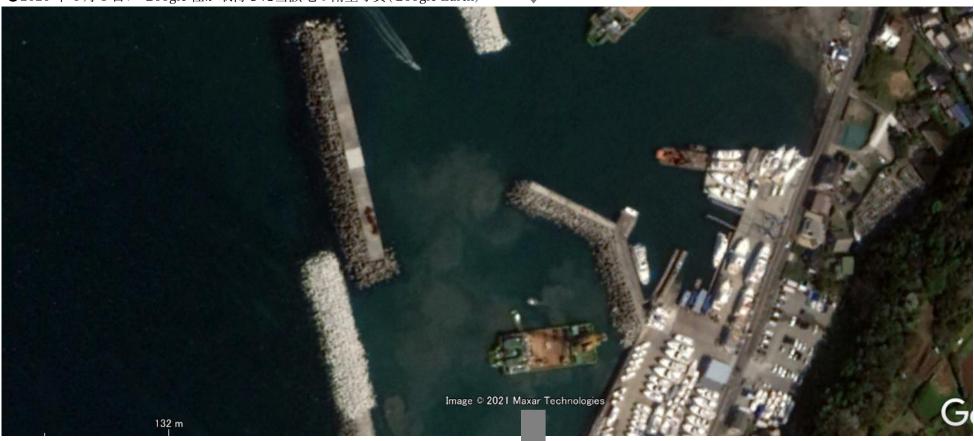


## 公有財産(市有テトラポッド)の持ち去り現場

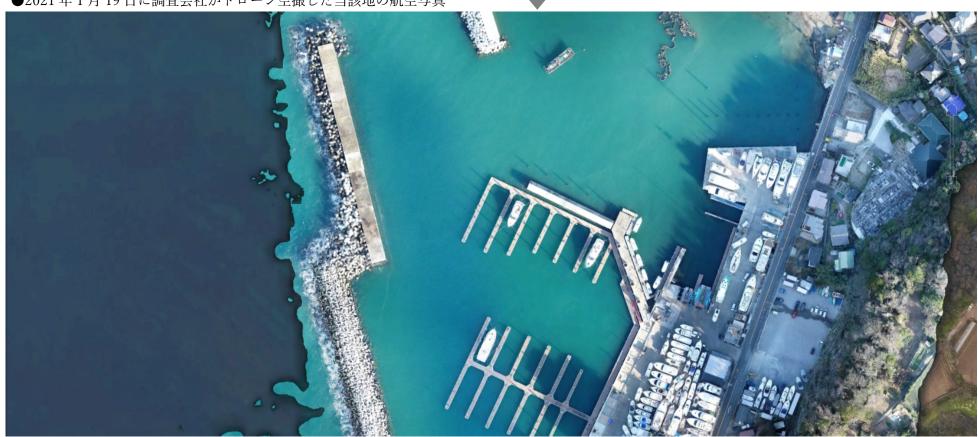
●2018 年 5 月 17 日に Google 社が取得した当該地の衛星写真(Google Earth) ※赤い枠は小林加筆



●2020 年 4 月 8 日に Google 社が取得した当該地の衛星写真(Google Earth)



●2021 年 1 月 19 日に調査会社がドローン空撮した当該地の航空写真



横須賀市指令港総第 204 号 横須賀市■■■丁目●番●号

あなたが横須賀市の大田田田地・地・大海浜地(港湾隣接地域内の公共空地) に所有する工作物については、港湾法第56条の4第1項の規定により平成16年 10月15日(金)までに撤去することを命じます。

平成16年(2004年)9月6日

横須賀港港湾管理者 代表者 横須賀市長 沢 田

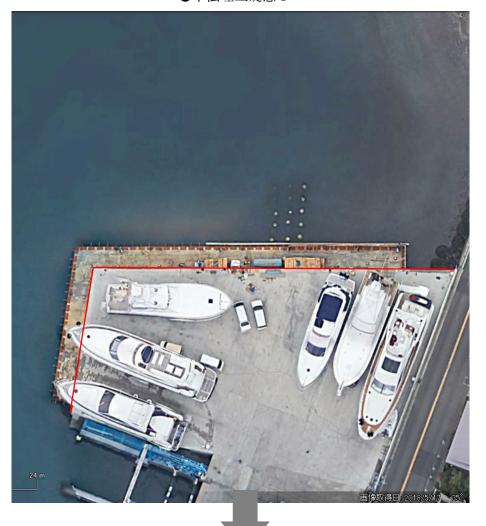


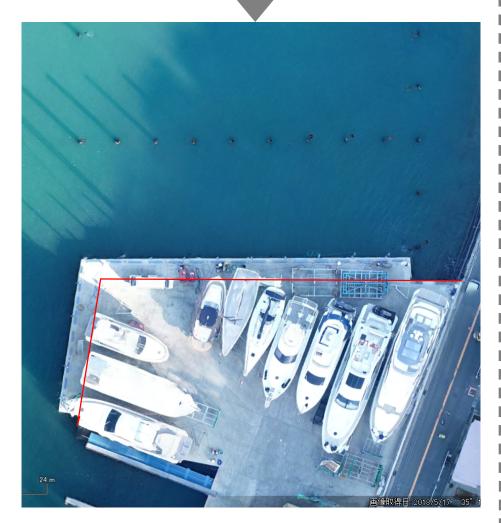
理由 あなたが横須賀市 地先海浜地 (港湾隣接地域内の公共空 地) に所有する工作物は、港湾法第37条第1項の規定に違反しています。

(事務担当は港湾部港湾総務課管理担当 電話 046-822-8436)

## 不法埋立疑惑の現場

●不法埋立疑惑1

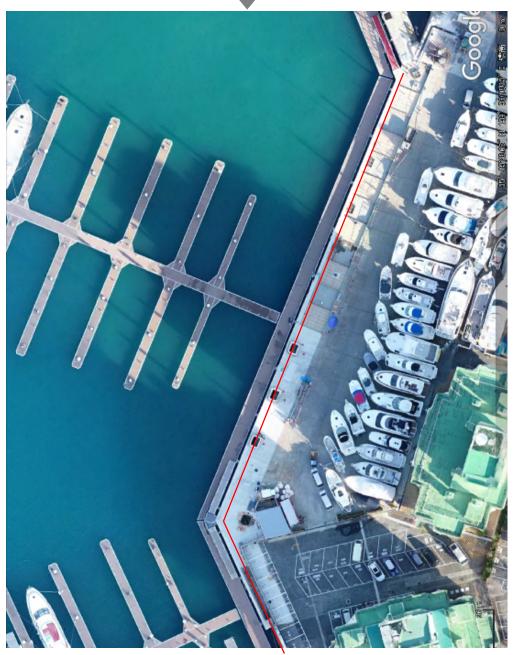




かつては満潮時に水面より低くなる位置で、 埋立には該当しない状態だったが、 現在は陸地と同じ高さまで整備されていることがわかる。

●不法埋立疑惑2





同じ位置に書き込んだ赤い線よりも 1~2m 海側へ埋め立てたことがわかる